【 例 規 】

例規１

江戸川区防災会議条例

（目的）

第一条　この条例は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第六項の規定に基づき江戸川区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　江戸川区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　江戸川区長（以下「区長」という。）の諮問に応じて江戸川区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

四　前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第三条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、区長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

一　指定地方行政機関の職員

二　東京都及び江戸川区の職員並びに教育委員会の職員

三　警視庁及び消防庁の職員

四　陸上自衛隊の隊員

五　消防団長

六　自主防災組織を構成する者又は学識経験者

七　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員

６　前項の委員の総数は、九十五人以内とする。

７　第五項第五号及び第六号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第四条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は前条第五項の各号に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（幹事）

第五条　防災会議に幹事を置くことができる。

２　幹事は委員の属する機関の職員のうちから区長が任命し、又は委嘱する。

３　幹事は防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第六条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他組織運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（中間省略）

付　則（平成一四年三月二五日条例第一七号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

付　則（平成二四年一一月一日条例第四九号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和二年七月一五日条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和五年三月三〇日条例第一八号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）
２　この条例の施行に伴い新たに任命し、又は委嘱される委員（第三条第五項第六号の委員に限る。）の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、令和六年六月三十日までとする。

例規２

江戸川区防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、江戸川区防災会議条例（昭和38年７月江戸川区条例第15号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、江戸川区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　条例第３条第５項第２号に定める委員のうち、江戸川区の職員及び教育委員会の職員並びに同項第６号に定める自主防災組織を構成する者又は学識経験者は、別表のとおりとする。

（招集）

第３条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

３　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）

第４条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議の公開等）

第５条　会議は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。

２　会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人以内とする。

３　傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（１）　会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）　前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

４　傍聴人が、前項各号の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の記録）

第６条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。

２　議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席した委員の職名及び氏名

（３）　議事の件名及び概要並びに議決事項

（４）　その他必要と認める事項

（委任）

第７条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第８条　専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付　則

この規程は、昭和38年７月15日から施行する。

付　則（平成19年４月１日）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年11月19日整理番号第26号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

付　則（平成24年４月１日要綱第３号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則（平成24年11月１日要綱第93号）

この要綱は、平成24年11月１日から施行する。

付　則（平成27年４月１日要綱第67号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成29年４月１日要綱第59号）

この要綱は、平成29年４月１日に施行する。

付　則（平成31年４月１日要綱第28号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和２年７月15日要綱第200号）

この要綱は、令和２年７月15日から施行する。

付　則（令和３年４月１日要綱第21号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年10月12日要綱第149号）

この要綱は、令和４年10月12日から施行する。

付　則（令和８年５月18日要綱第206号）

この要綱は、令和８年５月18日から施行する。

別表（第２条関係）

江戸川区の職員	担任に係る副区長　他の副区長 経営企画部長　ＳＤＧｓ推進部長　新庁舎・施設整備部長　危機管理部長　総務部長　都市開発部長　環境部長　文化共育部長　生活振興部長　産業経済部長　福祉部長　子ども家庭部長　健康部長　土木部長　区議会事務局長
教育委員会の職員	教育長
自主防災組織を構成する者又は学識経験者	江戸川区議会議長　同副議長　同総務委員長　同生活振興環境委員長　同福祉健康委員長　同文教委員長　同建設委員長 小松川平井地区連合町会長　松江地区連合町会長　一之江地区町会連合会長　葛西地区自治会連合会長　小岩自治会連合会長　瑞江地区連合町会長　篠崎地区連合町会長　鹿骨地区自治会連合会長　大学教授等

例規３

江戸川区災害対策本部条例

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基づき、江戸川区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第二条　本部に本部長室及び部を置く。

２　本部に災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を、部に部長を置く。

３　本部長室及び部に属する本部の職員については、区規則で定める。

（職務）

第三条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、事務を掌理する。

４　職員は上司の命を受け、事務に従事する。

（雑則）

第四条　この条例に定めるもののほか、本部に必要な事項は別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（中間省略）

付　則（平成八年三月二九日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成二四年一一月一日条例第五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

例規４

江戸川区災害対策本部条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、江戸川区災害対策本部条例（昭和三十八年七月江戸川区条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長室の所掌事務）

第二条　本部長室は、次の事項について江戸川区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

一　本部の配備態勢に関すること。

二　災害の情報収集及び伝達に関すること。

三　避難指示又は高齢者等避難の発表に関すること。

四　専門ボランティア等の応援要請及び受入れ並びに区市町村の相互支援に関すること。

五　災害派遣及び応援の要請に関すること。

六　公用令書による公用負担に関すること。

七　災害対策に関する経費の処理方法に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室）

第三条　本部長室は、次の者をもって構成する。

一　災害対策本部長（以下「本部長」という。）

二　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

三　災害対策本部長室員（以下「本部長室員」という。）

（副本部長）

第四条　副本部長は、担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）、他の副区長及び教育長をもって充てる。

２　条例第三条第二項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、担任副区長、他の副区長、教育長の順とする。

（本部長室員）

第五条　本部長室員は、次の職にある者をもって充てる。

一　危機管理部長、経営企画部長、ＳＤＧｓ推進部長、新庁舎・施設整備部長、総務部長、都市開発部長、環境部長、文化共育部長、生活振興部長、産業経済部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、土木部長、教育推進課長、区議会事務局長

二　江戸川区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

２　前項に掲げるもののほか、本部長は必要があると認めたときは、職員のうちから本部長室員を指名する。

（部）

第六条　本部が設置された場合の部の名称、部長、部長を補佐する者及び分掌事務は、別表第一のとおりとする。

２　部の編成及び分担は、別表第二のとおりとする。ただし、別表第三に掲げる職員は、本部長が必要に応じ配属する。

（避難所開設職員）

第七条　本部長は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（水害時における待避施設を含む。）に、避難所開設職員を置く。

２　避難所開設職員は、本部長があらかじめ指定する。

３　前項に定めるもののほか、避難所開設職員について必要な事項は、本部長が定める。

（雑則）

第八条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月五日から適用する。

（廃止）
2　東京都災害救助隊江戸川支隊規則（昭和三十八年九月江戸川区規則第三号）は、廃止する。
付　則（中間省略）
付　則（平成二〇年四月一日規則第二六号）
この規則は、公布の日から施行する。
付　則（平成二一年三月三一日規則第三三号）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
付　則（平成二二年七月一日規則第四三号）
この規則は、公布の日から施行する。
付　則（平成二三年三月三一日規則第一八号）
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
付　則（平成二三年九月一日規則第三二号）
この規則は、公布の日から施行する。
付　則（平成二四年三月三〇日規則第四三号）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
付　則（平成二五年三月二九日規則第四一号）
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
付　則（平成二六年三月三一日規則第五〇号）
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
付　則（平成二七年三月三一日規則第三〇号）
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
付　則（平成二八年三月三一日規則第六七号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
付　則（平成二十九年三月三一日規則第三二号）
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
付　則（平成三十年三月三〇日規則第四二号）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
付　則（平成三一年三月二九日規則第五八号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
付　則（令和二年三月三一日規則第四九号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。
付　則（令和三年三月三一日規則第四〇号）
この規則は、令和三年四月一日から施行する。
付　則（令和四年三月三一日規則第五〇号）
この規則は、令和四年四月一日から施行する。
付　則（令和四年八月三一日規則第七二号）
この規則は、令和四年九月一日から施行する。
付　則（令和六年四月二二日規則第四四号）
この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
付　則（令和六年一一月一一日規則第八二号）
この規則は、公布の日から施行する。
付　則（令和七年三月三一日規則第四二号）
この規則は、令和七年四月一日から施行する。
別表　　略

例規５

江戸川区災害対策本部運営要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、江戸川区災害対策本部条例施行規則（昭和40年10月江戸川区規則第31号。以下「規則」という。）第８条の規定に基づき、江戸川区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第２条第１号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 255 号）第１条に定める程度のものをいう。

（２）一般職員　常勤の一般職の職員をいう。

（３）定年前再任用短時間勤務職員　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の４第１項又は第 22 条の５第１項の規定により採用された職員をいう。

（４）会計年度任用職員　地方公務員法第 22 条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。

（５）全ての職員　一般職員、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員をいう。

（職員の職務）

第３条　江戸川区（以下「区」という。）に勤務する全ての職員（第８条第３項の特別非常配備態勢の場合にあっては、同項ただし書に規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員を除く。）は、区の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに規則第３条に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指揮下に入り、災害対策業務に従事しなければならない。

第２章　本部の設置及び廃止

（本部の設置）

第４条　区長は、区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第３章の配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

２　規則第５条第１項の本部長室員に充てられている者は、本部を設置する必要があると判断したときは、担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）に本部の設置を要請することができる。ただし、担任副区長が不在のとき、又は欠けたときは、他の副区長に本部の設置を要請することができる。

３　担任副区長又は他の副区長は、前項の要請があったとき、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、規則第５条第１項の本部長室員の職に充てられている者と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

（本部設置の報告等）

第５条　危機管理部長は、本部が設置されたときは、直ちに東京都知事に報告するとともに、次に掲げる者に通報しなければならない。

（１）　規則第６条第１項に規定する部長（以下「部長」という。）

（２）　区内の防災関係各機関

（３）　隣接する区市町村の長

２　部長は、本部設置の通報を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

（本部の標示）

第６条　本部が設置されたときは、「江戸川区災害対策本部」の標示を本部長室前に掲出する。

（本部の廃止等）

第７条　本部長は、区内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

２　本部廃止の報告等については、第５条の規定を準用する。

第３章　本部の配備態勢

（配備態勢の種別）

第８条　本部長は、地震発生時において、災害の状況に応じて次に掲げる配備態勢のうちから必要な態勢を発令する。

（１）　第１次非常配備態勢

ア　設置時期

（ア）　おおむね24時間以後に災害が発生するおそれがあるとき。

（イ）　その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ　態勢

本態勢は、水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するとともに、通信情報活動を主として行う態勢とする。避難所先発部隊にあっては、本態勢の発令後直ちに指定された避難所に参集し、当該避難所（江戸川区立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の場合に限る。）に勤務する教職員と協力して、速やかに住民を受け入れるための避難所の開設準備及び運営を行うものとする。

ウ　人員配置

（ア）　職務要件に該当する職員は、あらかじめ所属長が定める、所属の災害対応を行う。

（イ）　小中学校の避難所先発部隊は、当該避難所の避難所開設職員のうち、避難所開設リーダー又はサブリーダーから１名を、その他の避難所開設職員から低年齢順に２名を危機管理部長が指名するものとし、その構成は、原則として、居住地が避難所の近隣の職員２名及び20㎞圏内の職員１名とする。

（ウ）　小中学校以外の避難所先発部隊は、当該避難所の避難所開設職員全員とする。

（２）　第２次非常配備態勢

ア　設置時期

（ア）　区内の一部又は複数の地域で災害が発生したとき。

（イ）　災害が拡大し、第１次非常配備態勢では対処出来ないとき。

（ウ）　その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ　態勢

本態勢は、第１次非常配備態勢の強化を図るもので、本部の全力をもって対処する態勢とする。

ウ　人員配置

全ての職員とする。

２　本部長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況、気象予報等を考察の上、総合的に判断し、次に掲げる配備態勢のうちから必要な態勢を発令する。

（１）　風水害第１次配備態勢

ア　設置時期

（ア）　おおむね３日後から１日後までに、江東５区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。以下同じ。）に上陸し、又は予報円がかかる台風の中心気圧が950ヘクトパスカル以上970ヘクトパスカル未満のとき。

（イ）　その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ　態勢

本態勢は、自宅に留まることに不安又は危険を感じている住民が自主的に避難する避難場所として、あらかじめ指定する区内７か所の小中学校に自主避難施設を開設する態勢とする。

ウ　人員配置

水防態勢職員（江戸川区水防本部業務要綱（昭和63年６月28日適用）第14条に基づき配置される者をいう。以下同じ。）及び自主避難施設運営職員（文化共育部、生活振興部及び教育委員会事務局の職員の中から指名された者をいう。）とする。

（２） 風水害第２次配備態勢

ア 設置時期

（ア） おおむね３日後から１日後までに、江東５区に上陸し、又は予報円がかかる台風の中心気圧が930ヘクトパスカルを超えて950ヘクトパスカルに満たないとき。

（イ） 台風の上陸30時間前に荒川上流域での総雨量が400ミリメートルを超えるとき。

（ウ） その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ 態勢

本態勢は、避難所を開設し、住民が在宅又は開設された避難所に垂直避難するための態勢とする。

ウ 人員配置

水防態勢職員、職務要件に該当する職員、避難所先発部隊及び避難所開設職員とする。

（３） 風水害第３次配備態勢

ア 設置時期

（ア） おおむね３日後に、東京地方に上陸し、又は予報円がかかる台風の中心気圧が930ヘクトパスカル以下のとき。

（イ） 荒川流域の３日間の積算雨量予測が400ミリメートルを超えるとき。

（ウ） その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ 態勢

本態勢は、広域避難をするための態勢とする。

ウ 人員配置

本部長が別に定める。

（４） 災害発生態勢

ア 設置時期

本部長が必要と認めたとき。

イ 態勢

本態勢は、災害発生に対する態勢とする。

ウ 人員配置

本部長が別に定める。

３ 特別非常配備態勢

特別非常配備態勢は、夜間・休日等の勤務時間外における大地震（震度５強以上）若しくはこれに準ずる地震により災害が発生した場合又は本部長が必要と認めた場合にとる態勢で、夜間、休日等の勤務時間外に災害応急活動を実施する場合に発災初期の活動態勢を確保するため、全ての職員が自発的に参集して対処する態勢とする。ただし、会計年度任用職員（あらかじめ当該参集をすることを承諾した者に限る。）については、所属する部の長の命により、必要に応じて参集するものとする。

（１） 本態勢をとる場合、関係職員は本部長の指令を待たず参集するものとする。ただし、風水害時における配備態勢は、本部長の指令に基づき参集するものとする。

（２） 参集場所は、区役所本庁舎、各事務所、保健所及び各健康サポートセンター、学校等とし、指定の場所に参集するものとする。

（３） 参集した職員は、その参集場所における最上席者の指示に従い、災害応急活動に従事するものとする。

４ 配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備態勢の指令を発することができる。

５ 配備態勢に基づく措置の事前準備

部長は、あらかじめ部が配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

６ 配備態勢に基づく措置の指示

部長は、配備態勢の指令を受けたときは、前項の要領に基づき、所属職員に対し必要な

指示をしなければならない。
7　本部の配備態勢で不足する場合の措置
　第１項及び第２項に定める人員配置に定めのない職員については、別表に規定する部の長の命により配備につくものとする。
（特別非常配備態勢から非常配備態勢への移行）
第９条　本部長は、地震時において、特別非常配備態勢の職員の参集状況及び災害の推移、経過等を考慮し、前条の非常配備態勢に移行することを指令するものとする。
第４章　職員の活動態勢
（職員の配置）
第10条　区長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部を設置したときは、配備態勢に基づき職員を配備する。
２　本部の配備態勢別の人員配置は、第８条に定めるものとする。
３　部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、前項の人員配置に基づき、必要な名簿を備えておかなければならない。
４　部長は、特別非常態勢以外の配備態勢の指令を受けたときは、直ちに次の措置を執らなければならない。
（１）　災害に対処できるよう職員を所定の部署に配置すること。
（２）　職員の参集方法及び交代方法を周知徹底させること。
（３）　高次の配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる処置を講ずること。
（職員の服務）
第11条　職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。
（１）　常に災害に対する情報及び本部の指示に注意すること。
（２）　不急の行事、会議、出張等を中止すること。
（３）　勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
（４）　常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
（５）　配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。
２　大地震による災害に際しては、指令を待たず登庁し、災害対策活動に従事しなければならない。
３　職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。
第５章　本部長室
（本部長室の開設）
第12条　本部長室は、原則として江戸川区役所５階防災センター（災害対策本部室）に開設するものとする。
（本部長室の運営）
第13条　本部長は、規則第２条に規定する本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、規則第４条に規定する副本部長及び規則第５条に規定する本部長室員を招集する。
２　部長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。
３　本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる防災関係各機関の長に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができるものとする。この場合において、本部長は、当該機関の職員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（１）　東京都
（２）　指定地方行政機関
（３）　指定公共機関
（４）　指定地方公共機関
（５）　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める機関
第６章　本部の運営
（報道）
第14条　本部を設置したときは、広報部長は速やかに臨時合同発表室を開設するものとする。

２　報道機関に対する本部の発表は、広報部長が行うものとする。ただし、必要に応じて広報部の職員をして発表を行わせることができるものとする。

（措置状況等の報告）

第15条　部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告しなければならない。

（１）　調査把握した被害状況

（２）　実施した応急措置の概要

（３）　今後実施しようとする応急措置の内容

（４）　本部長から特に指示された事項

（５）　その他必要な事項

（本部の通信）

第16条　本部の通信の運用管理は、危機管理部長が統括し、経営企画部長が補佐する。

２　危機管理部長は、本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。

（本部の財務）

第17条　広報部長は、災害対策に必要な予算及び経費並びに物品の出納並びに車両及び物資の調達を統括するものとする。

２　災害時における財務事務等の円滑な運用を図るため、担当係は関係する部課において、あらかじめ手続等について協議しておくものとする。

（現地対策本部の設置）

第18条　避難場所に住民が避難を開始したとき、又は本部長が必要と認めたときは、避難場所に現地対策本部を設置するものとする。

第７章　その他

（委任）

第19条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付　則

この要綱は、昭和63年６月28日から適用する。

付　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年11月19日整理番号第27号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

付　則（平成21年４月１日要綱第42号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成23年４月１日要綱第38号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成23年９月１日要綱第102号）

この要綱は、平成23年９月１日から施行する。

付　則（平成24年４月１日要綱第２号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則（平成26年４月１日要綱第14号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成28年４月１日要綱第21号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則（平成29年４月１日要綱第49号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

付　則（平成31年４月１日要綱第75号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日要綱第83号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年４月１日要綱第17号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和３年６月１日要綱第150号）

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

付　則（令和４年４月１日要綱第 38 号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年４月１日要綱第29号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員とみなして、この要綱による改正後の江戸川区災害対策本部運営要綱の規定を適用する。

付　則（令和６年 11 月 11 日要綱第 226 号）

この要綱は、令和６年 11 月 11 日から施行する。

付　則（令和７年４月１日要綱第 92 号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表　　略

例規６

江戸川区水防本部業務要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京都水防計画に基づき、江戸川区内（以下「区内」という。）における水防活動が十分に行われるよう、江戸川区水防本部（以下「本部」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　江戸川区は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する水防管理団体として、同法第３条の規定に基づき、区内における水防を十分に果たすものとする。

（本部の組織）

第３条　本部に本部長室及び部を置く。

２　本部に水防副本部長（以下「副本部長」という。）を、部に部長を置く。

３　本部長室に本部長室員及び本部職員を置く。

（職務）

第４条　水防本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、事務を掌理する。

４　職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（本部の所掌事務）

第５条　本部は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

（１）　水害の情報収集及び伝達に関すること。

（２）　避難指示又は高齢者等避難の発表の進言に関すること。

（３）　区市町村の相互応援に関すること。

（４）　水害時の派遣及び応援に関すること。

（５）　公用令書による公用負担に関すること。

（６）　水防対策に関する経費の処理方法に関すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、重要な水防対策に関すること。

（本部の構成）

第６条　本部は、次の者をもって構成する。

（１）　本部長

（２）　副本部長

（３）　庶務班、情報収集班、工務班、防災班及び公園班の各指揮者及び副指揮者

（本部長等）

第７条　本部長は土木部長を、副本部長は土木部の課長級職員をもって充てる。

（本部の設置）

第８条　土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認められたときは、本部を設置する。

（１）　江戸川区に気象庁から大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発せられたとき。

（２）　各河川管理者より区内の各河川に対して、水防警報が発令されたとき。

（３）　土木部長が、洪水、高潮等が発生するおそれがあると認めたとき。

２　本部に充てられている者は、本部を設置する必要があると判断したときは、土木部長に本部の設置を要請することができる。

（本部設置の報告等）

第９条　土木部長は本部が設置されたときは、直ちに江戸川区長（以下「区長」という。）に報告するとともに、次に掲げる者に通報しなければならない。

（１）　東京都水防本部

（２）　区内防災関係各機関

（３）　隣接する区市町村

２　副本部長は、本部設置の通報を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

（本部の標示等）

第10条　本部が設置されたときは、「江戸川区水防本部」の標示を本部長室前に提出する。

（本部の廃止）

第11条　本部長は、区の地域について水害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は水防応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

２　本部廃止の報告等は、第９条の規定を準用する。

（本部の配備態勢の発令等）

第12条　本部長は、本部を設置する場合は、配備態勢を発令し、職員を配備するものとする。

２　前項による本部の設置時期は、豪雨又は高潮により水害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の状況により、本部長が必要と認めたときとする。

（職務権限）

第13条　本部の職員は、特に定める場合、又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を掌理する。

（職員の配置）

第14条　土木部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、本部の事務に配置すべき職員を、本要綱に基づき本部職員として任命し、必要な名簿を備えておかなければならない。

２　副本部長は、配備態勢の指令を受けたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。

（１）　水害に対処できるよう職員を所定の部署に配置すること。

（２）　職員の参集方法及び交代方法を周知徹底させること。

（３）　災害対策本部態勢に応ずる職員の配置に移行できる処置を講ずること。

（職員の服務）

第15条　職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　常に水害に対する情報及び本部の指示に注意すること。

（２）　不急の行事、会議、出張等を中止すること。

（３）　勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

（４）　常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

（５）　配備態勢を発令されたときは、万難を排して参集すること。

２　職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。

（措置状況等の報告）

第16条　副本部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告しなければならない。

（１）　調査把握した被害状況

（２）　実施した応急措置の概要

（３）　今後実施しようとする応急措置の内容

（４）　本部長から特に指示された事項

（５）　その他必要な事項

（公園の管理）

第 17 条　水防活動のうち、公園（江戸川区立公園条例（昭和 32 年 12 月江戸川区条例第 16 号）第１条の２第１号に規定する公園をいう。）に係るものについては、環境部長が統括する。

（本部の通信）

第18条　情報の集約及び発信については、危機管理部長が統括し、ＳＤＧｓ推進部長が補佐する。

２　危機管理部長は、本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。

（現地対策本部の設置）

第19条　待避施設に住民が避難を開始したとき、又は本部長が必要と認めたときは、待避施設に現地対策本部を設置できるものとする。

（従事命令）

第20条　本部長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、昭和63年６月28日から適用する。

２　江戸川区水防本部業務要綱（昭和40年４月１日）は、廃止する。

付　則（平成16年12月15日）

この要綱は、平成16年12月15日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

付　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年11月19日整理番号第28号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

付　則（平成21年４月１日要綱第49号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成23年４月１日要綱第40号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年４月１日要綱第４号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則（平成28年４月１日要綱第22号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則（平成29年４月１日要綱第55号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日要綱第84号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年４月１日要綱第18号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年４月１日要綱第55号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

例規７

江戸川区災害応急対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、江戸川区災害対策本部条例（昭和38年７月江戸川区条例第16号。以下「条例」という。）に基づく江戸川区災害対策本部（以下「本部」という。）及び江戸川区水防本部業務要綱（昭和63年６月28日適用）に基づく江戸川区水防本部の設置に至らない災害の発生又は発生するおそれがある場合における応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害をいう。

（情報連絡態勢の発令）

第３条　危機管理部長は、江戸川区（以下「区」という。）の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模が本部を設置するに至らない程度のものであるときは、状況に応じて、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡を主として、情報連絡態勢を発令するものとする。

２　発令の時期は、次に掲げるいずれかの場合とする。

ア　気象庁発表が震度５弱を記録した場合

イ　気象庁により気象警報が発せられた場合

ウ　危機管理部長又は各部長より情報収集の必要を認める要請があった場合

３　情報連絡態勢は、危機管理部長の指名する職員をもって構成し、その職務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

ア　危機管理部長の職務　情報連絡態勢の事務を総括する。

イ　防災危機管理課長、地域防犯防災課長及び災害要配慮者支援課長の職務　危機管理部長を補佐し、危機管理部長に事故あるときはその職務を代理するとともに、上司の指示を受け、課の事務を掌理する。

ウ　職員の職務　上司の指示を受け、事務に従事する。

４　危機管理部長は、区の地域について災害の発生するおそれが解消したと認めたときは情報連絡態勢を解除するものとする。

５　江戸川区長（以下「区長」という。）は、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが高まった場合、上位態勢への移行を発令するものとする。

６　情報連絡態勢は、本部、江戸川区水防本部その他の上位態勢（以下「本部等」という。）が設置又は発令された場合は、それぞれの本部等に統合されるものとする。

７　危機管理部長は、災害の状況その他必要があると認めるときは、各部の部長と協議の上、特定の部に対して情報連絡態勢の指令を発することができる。

（措置）

第４条　危機管理部長は、情報連絡態勢の発令を受けたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

（１）　災害に対処できるよう職員を所定の部署に配置すること。

（２）　職員の参集方法及び交代方法を周知徹底させること。

（３）　高次の配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる処置を講ずること。

（職員の服務）

第５条　職員は、情報連絡態勢が発令された場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　常に災害に対する情報及び指示に注意すること。

（２）　不急の行事、会議、出張等を中止すること。

（３）　正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

（４）　常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

（５）　配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。

２　職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は応急対策活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、昭和63年６月28日から適用する。

２　防災初動態勢運営要領（昭和52年４月26日区長決裁）は、廃止する。

付　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年11月19日整理番号第29号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

付　則（平成23年４月１日要綱第39号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年４月１日要綱第６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年４月１日要綱第65号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成30年４月１日要綱第40号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和３年４月１日要綱第20号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和７年４月１日要綱第91号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

例規８

江戸川区災害時医療救護活動従事者の登録に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）の区域内で震災等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災現場及び緊急医療救護所等で被災者に対して迅速かつ適切な医療救護を実践するために、医療救護に関する特定の資格、一定の知識及び経験を有する者を医療救護活動等の応急対策に従事する者として事前に登録（以下「登録」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害であって、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条に規定する程度に該当するものをいう。

（運営主体及び協力機関）

第３条　登録の運営主体は、区とする。

２　登録の実施に当たり、次に掲げる機関（以下「協力機関」という。）は、区と当該機関との間で締結した医療救護活動等についての協定に基づき、区に協力するものとする。

（１）　一般社団法人江戸川区医師会

（２）　公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会

（３）　公益社団法人江戸川区薬剤師会

（４）　公益社団法人東京都柔道整復師会江戸川支部江戸川区柔道整復師会

（５）　江戸川薬業協同組合

（６）　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定締結団体

（江戸川区災害時医療救護活動従事者の役割）

第４条　江戸川区災害時医療救護活動従事者（以下「災害医療従事者」という。）は、江戸川区地域防災計画に定める医療救護班、助産救護班、歯科医療救護班、柔道整復活動班及び薬剤師班の編成要員として、災害時における医療救護活動等を行うものとする。

（登録の資格要件）

第５条　災害医療従事者として登録ができる者は、別表の左欄に掲げる種別に応じ、同表右欄に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

（災害医療従事者の推薦）

第６条　協力機関は、前条の資格要件を全て満たす者を、江戸川区災害時医療救護活動従事者登録申請書により、災害医療従事者に推薦するものとする。

（災害医療従事者の決定等）

第７条　江戸川区長（以下「区長」という。）は、前条の規定により推薦された者を災害医療従事者とし、江戸川区災害時医療救護活動従事者名簿に登録する。

（従事者証の交付等）

第８条　区長は、前条の規定により登録した者に対し、第６条の規定により推薦を行った協力機関を経由して、江戸川区災害医療従事者証（以下「従事者証」という。）を交付する。

２　従事者証の有効期限は、３年とし、協力機関の申出により更新するものとする。

３　災害医療従事者は、従事者証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに、江戸川区災害時医療従事者証再交付申請書により協力機関を経由して届け出て、再交付を受けなければならない。

（登録の更新、変更及び抹消等）

第９条　協力機関は、災害医療従事者の登録を更新する場合、登録事項に変更があった場合又は登録を抹消すべき事由が生じた場合は、江戸川区災害時医療救護活動従事者登録（更新・変更・抹消）申請書により区長に届け出るものとする。

２　区長は、前項の届出があったときは、登録の更新、変更又は抹消の決定を行い、更新又は従事者証の記載内容に変更があった場合は、新たに従事者証を交付する。

３　災害医療従事者は、更新又は変更後の従事者証を受領した場合にあっては変更前の従事者証を、登録が抹消された場合にあっては従事者証を、速やかに協力機関を経由して区長に返却するものとする。

（様式）

第10条　この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

別表　　略

様式　　略

例規９

江戸川区防災行政無線局管理運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、江戸川区地域防災計画に基づく防災対策に係る事務及び行政上の事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置した江戸川区防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　無線設備　電波法第２条第４号に規定する無線設備をいう。

（２）　無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

（３）　固定局　固定系子局（屋外受信装置等）を作動させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。

（４）　固定系子局　固定局から発射された電波を受信し、地域住民に情報を伝達する装置をいう。

（５）　基地局　陸上移動局と通信を行うため区本庁舎内に設置する無線局をいう。

（６）　陸上移動局　半固定・車載又は携帯型の無線局をいう。

（７）　通信統制　災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時通信を切断し、割込み若しくは通信順位の指定等を行うこと又はこれらの措置を執り得る状態にすることをいう。

（構成）

第３条　無線局の構成は、別表のとおりとする。

（総括管理者）

第４条　前条に定める無線局の管理及び運用に関する事務を統括するため、統括管理者を置く。

２　統括管理者は、無線局の管理運用上の諸手続を行うほか、無線局の職員を指揮監督し、必要に応じて通信統制を行う。

３　統括管理者は、危機管理部長をもって充てる。

（無線局の職員）

第５条　無線局に管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を置く。

（管理責任者）

第６条　管理責任者は、無線局の管理及び運用を行うとともに、管理者、通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

２　管理責任者は、防災危機管理課長をもって充てる。

（管理者）

第７条　管理者は、区本庁舎以外の施設に配備した陸上移動局に置く。

２　管理者は、前項の陸上移動局を管理運用するとともに、配備した施設の通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

３　管理者は、陸上移動局を配備した施設の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第８条　通信取扱責任者は、無線設備を配備した部局に置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者又は管理者の指示に従い、無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

３　通信取扱責任者は、無線設備を配備した部局の係長をもって充てる。

（無線従事者）

第９条　固定局及び基地局に無線従事者を置く。

２　陸上移動局に無線従事者を置くよう、できる限り努めるものとする。

３　無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督の下に無線設備の通信操作及び運用を行う。

４　無線従事者は、資格を有する者の中から統括管理者が指定する。
（無線従事職員）
第10条　区本庁舎以外の施設に配備した陸上移動局に無線従事者を置かないときは、無線従事職員を置く。
２　無線従事職員は、通信取扱責任者の指導監督の下に前項の陸上移動局の通信操作を行う。
３　無線従事職員は、管理者が指定する。
（無線局の運用）
第11条　無線局の運用は、別に定める運用要領によるものとする。
（無線従事者の養成）
第12条　統括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正配置に努めなければならない。
２　統括管理者は、毎年１回以上、無線関係職員の研修を実施し、無線局の円滑な運用を図るものとする。
（通信訓練）
第13条　統括管理者は、通信訓練実施要領を定めて、毎月１回以上定期的に通信訓練を実施するものとする。
２　管理責任者又は管理者が通信訓練を実施しようとするときは、あらかじめその実施要領を作成し、統括管理者の承認を得て実施するものとする。
（備付書類の保管）
第14条　管理責任者は、次に掲げる書類等を管理保管する。
（１）　免許状
（２）　申請書の副本
（３）　無線検査簿
（４）　無線業務日誌
（５）　無線従事者選解任届の写し
（無線業務日誌）
第15条　無線従事者は、通信の都度無線業務日誌に記載し、毎月末日締切後、速やかに管理責任者の査閲を受けなければならない。
２　管理責任者は、無線業務日誌により１月から12月までの月ごとに無線業務日誌抄録を作成し、翌年の１月末日までに統括管理者に提出しなければならない。
（保守）
第16条　統括管理者、管理責任者、管理者及び通信取扱責任者は、正常な通信を確保するため、次に掲げる区分により、日頃から無線設備の点検及び整備を実施しなければならない。
（１）　日常の点検は、無線機等の外観点検とし、通信取扱責任者がこれに当たる。
（２）　月点検は、無線設備の異常の有無及び簡単な機能の検査とし、管理責任者又は管理者がこれに当たる。
（３）　半年点検は、無線設備の総合機能の検査とし、統括管理者がこれに当たる。

付　則

この要綱は、昭和55年９月25日から施行する。

付　則（中間省略）

付　則（令和８年４月１日要綱第125号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表　　略

例規１０

江戸川区防災行政無線局管理運用要領

第一章　総則

（目的）

第一条　この要領は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び関係法令に定めるもののほか、江戸川区防災行政無線局管理運用要綱第十一条に基づき、江戸川区防災行政無線局の円滑な運用を行うために定めるものである。

第二章　固定系の運用（屋外放送）

（放送の種類）

第二条　放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。

２　緊急放送とは、気象等の予報・警報を含む緊急に放送するもの（その試験及び訓練を目的とする放送並びに機器の正常な動作を確認するための放送を含む。以下同じ。）をいい、一般放送とは、緊急放送以外のものをいう。

（放送の取扱）

第三条　放送の実施・放送依頼の受託及びそれに付随する業務は統括管理者が行うものとする。

（放送事項）

第四条　放送事項は、江戸川区地域防災計画に定める区防災対策事務並びに行政事務に関する事項とし、概ね次に掲げる事項とする。

１　緊急放送

イ　気象等の予報・警報に関する事項

ロ　非常事態が発生した場合の指示、伝達に関する事項

ハ　イ及びロの試験及び訓練を目的とする事項

２　一般放送

イ　区一般行政の広報に関する事項

ロ　国・都・その他公共的機関からの依頼による広報に関する事項

ハ　時報等に関する事項

（放送時間）

第五条　放送時間は、原則として次に掲げる時間とする。

一　緊急放送は、それぞれ必要とするときは随時実施する。

二　一般放送は、原則として９時から１７時の間に実施する。ただし、当該放送が前記の時間外に実施すべき理由が特に認められる場合は、前記の時間外においても放送を行うことができる。

２　放送は、緊急放送を除き、三分以内に終了するよう努めなければならない。

（放送の制限）

第六条　統括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の方法）

第七条　放送は、放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔明瞭に放送するものとする。

（放送の申込）

第八条　一般放送を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところとする。

一　各所属長（部長）は、放送によって区民に周知する必要のある場合は、放送内容について、区長決裁を得た上で、防災行政無線（固定系）放送申込書を放送希望日より５日前までに、統括管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合、提出期日については、この限りではない。

二　外部機関が、放送により広報を希望する場合は、職務上関係する所属長（部長）が、放送内容について区長決裁を得た上で、防災行政無線（固定）放送申込書を放送希望日より５日前までに、統括管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合、

提出期日については、この限りではない。

第三章　固定系の運用（戸別放送）

（放送の種類）

第九条　放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。

２　緊急放送とは、気象等の予報・警報を含む緊急に放送するもの（その試験及び訓練を目的とする放送並びに機器の正常な動作を確認するための放送を含む。以下同じ。）をいい、一般放送とは、緊急放送以外のものをいう。

（放送の取扱）

第十条　放送の実施・放送依頼の受託及びそれに付随する業務は統括管理者が行うものとする。

（放送事項）

第十一条　放送事項は、江戸川区地域防災計画に定める区防災対策事務並びに行政事務に関する事項とし、概ね次に掲げる事項とする。

一　緊急放送

イ　気象等の予報・警報に関する事項

ロ　非常事態が発生した場合の指示・伝達に関する事項

ハ　措置指令・伝達に関する事項

ニ　屋外放送の事前周知に関する事項

ホ　イ、ロ、ハ、並びにニの試験及び訓練を目的とする事項

二　一般放送

イ　行政事務に関する事項

（放送時間）

第十二条　放送は、それぞれ執務時間内に、随時実施する。

（放送の制限）

第十三条　統括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限し、または統制を実施することができる。

（放送の方法）

第十四条　放送は、放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔明瞭に放送するものとする。

（放送の申込）

第十五条　一般放送を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところとする。

一　各所属長（部長）は、放送によって施設に周知する必要のある事項がある場合は、防災行政無線（固定系）放送申込書を放送希望日より５日前までに、統括管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合、提出期日については、この限りではない。

第四章　移動系の運用

（通信の種類）

第十六条　通信の種類は、非常通信と平常通信とする。

２　非常通信とは、電波法第七十四条に規定する通信をいい、平常通信とは、非常通信以外のものをいう。

（通信事項）

第十七条　通信事項は、江戸川区地域防災計画に定める区防災対策事務並びに行政事務に関する事項とし、概ね次に掲げる事項とする。

一　非常通信

イ　気象等の予報・警報に関する事項

ロ　災害情報の収集・伝達に関する事項

ハ　措置指令・伝達に関する事項

二　平常通信

イ　行政事務に関する事項

ロ　訓練に関する事項

（通信時間）

第十八条　無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常通信は原則として執務時間内運用とする。

（通信の制限）

第十九条　統括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限し、または通信統制を実施することができる。

（通信の方法）

第二十条　通信の方法は、無線局運用規則（昭和二十五年十一月三十日、電波管理委員会規則第十七号）を遵守し、通信の円滑な実施に努めなければならない。

付　則

この要領は、昭和五十五年九月二十五日から施行する。

（改正経過）昭和六十年四月一日
平成十五年四月一日
令和　三年四月一日

例規１１

江戸川区消火器設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大震火災及び平常火災の発生時において区民による初期消火の効果を期待し、かつ、被害の拡大を防止するとともに、区民の防災意識の高揚を図るため、本区が設置する消火器（以下「地域消火器」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置方法及び設置基準）

第２条　地域消火器は、区内の町会（自治会）（以下「町会」という。）において、別に定める設置基準により、設置を要望する箇所に設置するものとする。

（設置場所）

第３条　地域消火器は、道路に面し、目につきやすく、かつ、使用しやすい場所に設置する。

（維持管理）

第４条　地域消火器（消火器収納箱を含む。）の維持管理は、町会が行うものとする。

２　次の各号の一に該当する場合は、町会は区に報告するものとする。

（１）　火災発生時に使用した場合

（２）　地域消火器に盗難、破損等の事故が発生した場合

（取扱い訓練）

第５条　町会は、地域消火器が常に効果的に使用できるよう消防機関の協力を得て、地域住民に対し、その取扱いについて訓練を行うものとする。

（使用薬剤等の経費）

第６条　第４条第２項第１号及び第５条に基づき使用した地域消火器の消火薬剤の補填に要する経費は、区が負担する。

２　第４条第２項第２号に基づく地域消火器の取替え又は補修に要する経費は、区が負担する。

付　則

この要綱は、昭和49年４月１日から施行する。

例規１２

江戸川区消火器設置基準

（目的）

第一条　この基準は、江戸川区消火器設置要綱第二条に基づき区内の町会（自治会）に消火器を設置する場合の基準を定めることを目的とする。

（消火器の種類）

第二条　設置する消火器の種類は粉末（ＡＢＣ）消火器及び強化液消火器とし、この配備比率は各一とする。ただし、区長が特に必要と認めた地域には、この比率を変更することができる。

（設置基準）

第三条　消火器の設置基準は、概ね次の各号による。ただし、区長が特に必要と認めた地域は、この基準によらないことができる。

一　東京都が定めた木造住宅密集地域および火災危険度ランク５の地域には６０メートル×６０メートルにつき１本とする。

二　東京都が定めた火災危険度ランク４の地域には８０メートル×８０メートルにつき１本とする。

三　東京都が定めた火災危険度ランク３以下の地域には１００メートル×１００メートルにつき１本とする。

四　公園埋立地等家屋が存在しない地域には設置を省略することができる。

付　則

この基準は、令和七年四月一日から施行する。

（改正経過）昭和四十九年四月一日

令和二年四月一日

例規１３

江戸川区災害見舞金品等支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用に至らない災害によって被害を受けたり災者に、応急的な援助を行う（以下「援助」という。）に当たり必要な事項を定め、り災者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　小災害　火災、風水害、地震等に起因する災害で同一原因による被害規模が法の適用に至らないものをいう。

（２）　世帯　住居及び生計を一にしている独立した生活単位をいう。

（適用基準）

第３条　援助は、小災害によって被害を受けたり災者であって、応急的な援助を現に必要とする者に対して行うものとする。ただし、災害により単身世帯の者が死亡したときは、現地において区が確認可能なその者の遺族であって、区長が適当と認めるものに対し次条第２号ウに規定する見舞金に限り支給することができる。

（援助の区分）

第４条　り災者に対する援助は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　見舞品

全焼、全壊、流失、床上浸水、半焼、半壊又は水損

１人につき毛布１枚

（２）　見舞金

ア　全焼、全壊又は流失

単身世帯１世帯につき　10,000円

複数世帯１世帯につき　20,000円

イ　床上浸水、半焼、半壊又は水損

世帯１世帯につき　10,000円

ウ　死亡

１人につき　20,000円

エ　全治１箇月以上の負傷

１人につき　10,000円

（３）　その他

区長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより前２号以外の援助を行うことができる。

（遺族の範囲等）

第５条　第３条ただし書に規定する遺族の範囲は、小災害により死亡したり災者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

（被害認定基準）

第６条　小災害に係る災害認定基準は、別表に掲げるとおりとする。

付　則

この要綱は、昭和49年４月１日から適用する。

別表（第６条関係）

区分	認定基準
1　全焼又は半焼	消防署の認定基準による
2　全壊又は流失	住家の損壊又は流失した部分の床面積がその住宅の延べ床面積の70%以上の割合に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の50%以上の割合に達したもの
3　半壊	住家の損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の割合に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の20%以上50%未満の割合に達したもの
4　床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの又は１から３までに該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に住居することができないもの
5　水損	火災の消火活動による水損で一時的に居住することができないもの

例規１４

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

二　区民　災害により被害を受けた当時、江戸川区（以下「区」という。）の区域内に住所を有した者をいう。

第二章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第三条　区は、区民が令第一条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第四条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第三条第二項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

一　死亡者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

二　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母

ニ　孫

ホ　祖父母

三　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前二項の規定により難いときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうち、江戸川区長（以下「区長」という。）が適当と認める者に支給することができる。

４　前三項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第五条　災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）
第六条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第四条の規定によるものとする。
（支給の制限）
第七条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。
一　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
二　令第二条に規定する場合
三　災害に際し、区長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、区長が支給を不適当と認めた場合
（支給の手続）
第八条　区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより支給を行うものとする。
２　区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
第三章　災害障害見舞金の支給
（災害障害見舞金の支給）
第九条　区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。
（災害障害見舞金の額）
第十条　障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、その障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。
（準用規定）
第十一条　第七条及び第八条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
第四章　災害援護資金の貸付け
（災害援護資金の貸付け）
第十二条　区は、令第三条に掲げる災害により法第十条第一項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第十条第一項に規定する要件に該当するものでなければならない。
（災害援護資金の限度額等）
第十三条　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
一　療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
イ　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　百五十万円
ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　二百五十万円
ハ　住居が半壊した場合　二百七十万円
ニ　住居が全壊した場合　三百五十万円
二　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　百五十万円
ロ　住居が半壊した場合　百七十万円
ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　二百五十万円
ニ　住居の全体が滅失し、又は流出した場合　三百五十万円
三　第一号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「二百七十万円」とあるのは「三百五十万円」と、「百七十万円」とあるのは「二百五十万円」と、「二百五十万円」とあるのは「三百五十万円」と読み替えるものとする。
２　災害援護資金の償還期間は、十年とし、据置期間は、そのうち三年（令第七条第二項括

弧書の場合は、五年）とする。
（保証人及び利率）
第十四条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年一パーセントとする。
３　第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。
（償還等）
第十五条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする。
（委任）
第十六条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
付　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。
３　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項の規定によるものとする。
付　則（中間省略）
付　則（平成三年一二月二四日条例第四四号）
（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例第五条及び第十条の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、第十三条の規定は、平成三年五月二十六日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。
付　則（平成二三年五月一二日条例第一五号）
この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。
付　則（平成二三年一一月四日条例第二四号）
この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第四条第一項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した区民に係る災害弔慰金の支給について適用する。
付　則（平成三一年三月二九日条例第三八号）
（施行期日）
１　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の第十四条及び第十五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
付　則（令和元年一二月二〇日条例第三五号）
この条例は、公布の日から施行する。

例規１５

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第二条　江戸川区長（以下「区長」という。）は、条例第三条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で災害弔慰金の支給を行うものとする。

一　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日

二　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

三　死亡者の遺族に関する事項

四　支給の制限に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第三条　区長は、江戸川区の区域外で死亡した江戸川区民（以下「区民」という。）の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　区長は、区民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第三章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第四条　区長は、条例第九条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で災害障害見舞金の支給を行うものとする。

一　障害者（条例第九条に規定する障害者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名及び生年月日

二　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

三　障害の種類及び程度に関する事項

四　支給の制限に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第五条　区長は、江戸川区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった区民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　区長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第四章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第六条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を、区長に提出しなければならない。

一　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

二　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

三　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

四　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

一　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

二　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合に

あっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
三　その他区長が必要と認めた書類
3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月一日から起算して三箇月を経過する日までに提出しなければならない。
（調査）
第七条　区長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
（貸付けの決定）
第八条　区長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を、借入申込者に交付するものとする。
2　区長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。
（借用書の提出）
第九条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、借入申込者の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑証明書）を添えて区長に提出しなければならない。
（貸付金の交付）
第十条　区長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
（償還の完了）
第十一条　区長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
（繰上償還の申出）
第十二条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を、区長に提出するものとする。
（償還金の支払猶予）
第十三条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他区長が必要と認める事項を記載した申請書を、区長に提出しなければならない。
2　区長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他区長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。
3　区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。
（違約金の支払免除）
第十四条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を、区長に提出しなければならない。
2　区長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除をした期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。
3　区長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。
（償還免除）
第十五条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他区長が必要と認める事項を記載した申請書を、区長に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
一　借受人の死亡を証する書類
二　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
三　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
3　区長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を、当該償還免

除申請者に交付するものとする。
4　区長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
（督促）
第十六条　区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
（氏名又は住所の変更届等）
第十七条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、区長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。
（資金の返還）
第十八条　区長は、借受人が償還金の支払を継続して一年以上怠つたと認めるときは、期限の利益を喪失させ、未償還金を一括返還させることができる。
（様式）
第十九条　この規則の施行について必要な様式は、別に定める。
（委任）
第二十条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、区長が別に定める。
付　則
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「平成二十三年特別令」という。）第十四条第一項に定めるものに対する資金の貸付けに係る第六条第三項の規定の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月一日から起算して三箇月を経過する日」とあるのは「令和三年三月三十一日」とする。
3　平成二十三年特別令第十四条第一項に定めるものに対する資金の貸付けに係る第六条第二項第二号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合は平成二十三年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成二十一年の所得」とする。
付　則（中間省略）
付　則（平成元年一月八日規則第一号）
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この規則施行の際、この規則による改正前の（中略）江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（中略）の様式による用紙（以下「旧用紙」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
3　前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認められるときは、当分の間、旧用紙を使用することができる。この場合において、旧用紙に記載した昭和六十四年一月八日以後の日付は当該日付に相当する平成元年一月八日以後の日付と、昭和六十四年度以後の各年度は当該年度に相当する平成元年度以後の年度とみなす。
付　則（平成一八年三月二九日規則第二三号）
（施行期日）
1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（江戸川区水洗化設備資金貸付条例施行規則の廃止）

2　江戸川区水洗化設備資金貸付条例施行規則（昭和四十八年四月江戸川区規則第十号）は、廃止する。

（江戸川区公害等対策資金貸付条例施行規則の廃止）

3　江戸川区公害等対策資金貸付条例施行規則（昭和四十六年十月江戸川区規則第二十七号）は、廃止する。

付　則（平成二三年五月一二日規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

付　則（平成三一年三月二九日規則第三八号）

（施行期日）

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

付　則（令和元年一二月二〇日規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和二年六月一〇日規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和三年六月一〇日規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。